第１章

プラン策定の背景と役割

第１章　プラン策定の背景と役割

１．プラン策定の背景

平成２（1990）年の「1.57 ショック[1]」を契機に少子化が社会問題として認識され、国においては平成６（1994）年 12 月の「エンゼルプラン」の策定以降、さまざまな少子化対策を推進してきました。しかし、国が明治 32（1899）年に人口動態の統計をとり始めて以来、平成 17（2005）年には、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 と、いずれも過去最低で、従来の対策では、少子化の流れを変えることはできませんでした。

折りしも、平成 15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村に次世代育成支援対策の行動計画の策定が義務づけられました。

その後、幼児期の教育・保育の質を高め、保育の量を拡大し、地域における子ども・子育て支援を充実するため、平成 24（2012）年に「子ども・子育て関連３法」が制定され、国においては、同法に基づき、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、「子どもの最善の利益[2]」が実現する社会を目指していくことになりました。

本市においては、次世代育成支援対策推進法が求める内容より広い、子どもに関する総合計画として「夢育て・たちかわ子ども２１プラン（平成 17（2005）年度～21（2009）年度）」を策定し、計画の理念である「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」の実現に向け取り組みました。その後に策定した「第２次夢育て・たちかわ子ども２１プラン（平成 22（2010）年度～26（2014）年度）」「第３次夢育て・たちかわ子ども２１プラン（平成 27（2015）年度～３１（2019）年度）」においても、基本理念を継承しつつ、時代の変化や保護者のニーズに対応してきました。

しかし、国全体でみれば少子化の流れは止まらずに、平成 30（2018）年には出生数は国全体で 91.8 万人となり、令和元（2019）年では出生数は 90 万人を下回ることが確実となるなど、少子化の流れはより進んでいます。

本市においては、こうした背景を踏まえ、引き続き、子ども自身の育ちと子育て家庭を支援するとともに、家庭や学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力し、一体となって子ども・子育て支援を推進するため、「第４次夢育て・たちかわ子ども２１プラン」を策定します。

このプランは、第１次から第４次まで一貫して、子どもを生み・育てるかどうかは当事者の選択にゆだねるとしても、子どもを生み・育てることに夢を持てる社会をつくることは、将来の世代に対して果たすべき務めであり、生まれてきた子ども自身が心身ともに健やかに育つための支援は、社会全体の責務であるとしています。

---

[1] 1.57 ショック：平成 2（1990）年に厚生省（現 厚生労働省）がまとめた前年の人口動態統計で、合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産む子どもの数）が過去最低の 1.57 となったことが発表されました。人口統計調査が開始され、合計特殊出生率の算出が始まってからの最低記録は「丙午（ ひのえうま）」にあたる昭和 41 （1966）年の 1.58 でしたが、それをさらに下回り、出生率が史上最低になったのがこの年です。

[2] 子どもの最善の利益：子どもの権利条約第 3 条には、子どもの支援に際しては「子どもの最善の利益」を最も考慮するものと規定されています。おとなが子どもへ対応する時、私たちは、何が子どもにとって最もよいことなのかを判断の基準にしていかなければなりません。

２．プランの位置付け

「第４次夢育て・たちかわ子ども２１プラン」の位置付けは以下のとおりです。

□立川市独自の子どもに関する総合計画です

□「立川市第４次長期総合計画後期基本計画」の子ども・子育てに関する個別計画です

□以下の計画を内包しています

- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- 児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）
- 「健やか親子２１（第２次）」を基本とした母子保健計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画

□福祉や教育の個別・関連計画と整合・調和を図っています

３．プランの期間と対象

「第４次夢育て・たちかわ子ども２１プラン」の計画期間は、令和２（2020）年度を初年度とし、令和６（2024）年度までの５年間です。ただし、社会情勢の変化や市民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて見直すことができるものとします。

プランの対象は、生まれる前から概ね 18 歳までのすべての子どもと子育て家庭です。ただし、若者の自立支援など、その事業の内容により、柔軟に対応します。

４．プランの策定方法

［１］　市民意向調査の実施

「第４次夢育て・たちかわ子ども２１プラン」を策定するにあたり、市内在住の保護者と子ども本人を対象として、生活実態、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況及びニーズ等、子育て支援施策への要望・意見などを把握するため、平成 30（2018）年 12 月に、「第４次夢育て・たちかわ子ども２１プラン市民意向調査」を実施しました。

（１）調査対象者

立川市在住者を対象に、以下の６区分に該当する人を対象とした調査を実施しました。

区分	調査対象	配布件数
Ⅰ	就学前児童の保護者	2,000
Ⅱ	小学生の保護者	1,000
Ⅲ	中学生・高校生世代の保護者	1,000
Ⅳ	小学5年生子ども本人	242
Ⅴ	中学2年生子ども本人	204
	高校2年生世代子ども本人	200
Ⅵ	ひとり親（18歳未満の子どもを扶養する配偶者のいない父または母）家庭の保護者	400
	合計	5,046

（２）調査対象者の抽出

① 区分Ⅰ～Ⅲ、Ⅴの高校２年生世代子ども本人
・住民基本台帳システムから電算無作為抽出
② 区分Ⅳ、Ⅴの中学２年生子ども本人
・任意に選択した市内小学校（７校）の小学５年生の１クラス
・任意に選択した市内中学校（６校）の中学２年生の１クラス
③ 区分Ⅵ
・福祉総合システムから電算無作為抽出

（３）調査方法

区分	方法
Ⅰ～Ⅲ Ⅴの高校2年生世代子ども本人、Ⅵ	郵送による配布及び回収
Ⅳの小学5年生子ども本人 Ⅴの中学2年生子ども本人	調査対象となる学校へ直接配布及び回収

（４）調査期間

平成 30（2018）年 12 月６日（木）～平成 30（2018）年 12 月 25 日（火）

（５）回収状況

区分	調査対象	配布件数	不在返送	有効配布件数	回収数	回収率
Ⅰ	就学前児童の保護者	2,000	4	1,996	1,194	59.8%
Ⅱ	小学生の保護者	1,000	0	1,000	574	57.4%
Ⅲ	中学生・高校生世代の保護者	1,000	1	999	536	53.7%
Ⅳ	小学5年生子ども本人	242	0	242	221	91.3%
Ⅴ	中学2年生子ども本人 高校2年生世代子ども本人	404	0	404	269	66.6%
Ⅵ	ひとり親（18歳未満の子どもを扶養する配偶者のいない父または母）家庭の保護者	400	0	400	149	37.3%
	合計	5,046	5	5,041	2,943	58.4%

［２］　策定体制

「第４次夢育て・たちかわ子ども２１プラン」の策定体制は、外部組織の「夢育て・たちかわ子ども２１プラン推進会議」と庁内組織である「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進本部」「夢育て・たちかわ子ども２１プラン検討委員会」により構成されています。

推進会議は、子ども本人、公募市民、学識経験者、児童福祉・学校教育の関係者などにより組織され、市長の諮問に基づき、第４次プランの素案の策定について協議・検討いただきました。

推進会議が市長に答申した素案は、パブリックコメント（意見公募手続）により、市民の意向や意見の反映に努めるとともに、他の個別・関連計画との整合を図るための庁内検討を経て、「第４次夢育て・たちかわ子ども２１プラン」になりました。